

平成 27 年（ワ）第 13029 号、第 23567 号

TPP 交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外 1581 名

被告 国

原告第 1 準備書面

（被告答弁書について）

平成 27 年 11 月 6 日

東京地方裁判所民事第 17 部合議 B 係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 正彦

弁護士 岩月 浩二 外

本書面では、被告答弁書に対する反論を行う。

第 1 差止めの訴えについて

1 請求の特定を欠く、との被告国の主張について

（1）被告国の主張

被告国は、原告らが差止めを求めている TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に関する交渉について、その概念は不明確であり、特定されていないなどと述べる。

そこで、以下の通り、原告らが差止めを求めている対象を詳述する。

（2）交渉について

原告らが差止めを求める交渉とは、国が国際条約の正文を得るために参加国と接触する一切の行為である。すなわち、今回のＴＰＰ協定（環太平洋経済協定）の交渉においては、この条約・協定の正文が作成されるまで日本国政府（内閣）が他の参加１１カ国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、メキシコ、ペルー）の閣僚及び交渉担当官らと交渉する一切の行為である。当然、日本も含めた１２か国間での関係閣僚会合や首席交渉会合、及びＴＰＰ協定に関する２国間での交渉も含まれることとなる。

なお、先般、ＴＰＰ交渉については「大筋合意」に至ったと報道されており、また内閣府のＴＰＰ政府対策本部のホームページにも、「２０１５年１０月５日、アメリカのアトランタでの関係閣僚会合において、ＴＰＰ協定で大筋合意に至りました」と記載されている。しかし、このＴＰＰ協定の正文が完成したとの政府からの発表は未だなく、また現実に成文化もなされていない。

ゆえに、ＴＰＰ協定に関する交渉はいまだ終了しておらず、差止めの必要性は十分に存する。

２ 差止請求について

（１）被告国の主張

被告国は、本件の差止請求については、必然的に、内閣の行政上の権限の行使の取り消し変更またはその発動を求める請求を包含する以上、この様な行政権の行使に関し、私人が私法上の給付請求権を有すると解することはできず、民事上の請求としてその差止めを求める訴えが不適法であるとするのは確立された判例が存するなど述べる。

(2) 抗告訴訟

ア 法定外抗告訴訟としての差止め請求

しかしながら、以下に述べるとおり、本件の差止め訴訟についてはまず、行政訴訟としての法定外抗告訴訟すなわち無名抗告訴訟にあたる。

行政事件訴訟法3条1項は、行政庁の「公権力の行使に関する不服の訴訟」を抗告訴訟と包括的に定義し、同条2項以下において、「処分の取り消しの訴え」、「裁決の取り消しの訴え」、「無効等確認の訴え」、「不作為の違憲確認の訴え」の4種の訴訟（法定抗告訴訟）を定めており、平成16年改正によって「義務付け訴訟」と「差止め訴訟」の2種の訴訟が法定抗告訴訟として追加されている。そして、同条は、判例・学説の展開に応じ、同法が規定する6つの訴訟類型のほかに抗告訴訟の類型を制限する趣旨ではない。したがって、それ以外の法定外抗告訴訟であっても、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟であって、訴訟形式において適法である限りこれを許容する趣旨であって、行政事件訴訟法38条1項が適用されると解すべきである（櫻井敬子ら「行政法」[第3版]275頁等、大阪高裁昭和60年11月29日・行政事件裁判例集36巻11・12合併号1910号参照）。

イ 人格権侵害の場合、広い範囲で差止め訴訟を認めるべきこと

そして、本件のように生命・健康等の人格的利益が侵害される可能性がある場合、広い範囲で法定外抗告訴訟としての差止め訴訟を認めるべきである。

この点に関し、塩野宏東京大学教授著「行政法Ⅱ」252頁において、「第13節法定外抗告訴訟」の「(2) 権力的妨害排除訴訟」

の項で以下のように述べる。「・・・権力的妨害排除訴訟とは・・・包括的な権力的作用に対し、生命・健康等の包括的人格的利益を基礎としてその排除を求める訴訟である。」とし、大阪高裁空港最高裁判決（昭和56年12月16日）において、「差止請求は航空行政権の講師の変更乃至その発動を求める請求を包含するものとなるので、民事訴訟としてこれを求めることを得ないとした」点につき、その判決論理自体に疑問を呈しつつも、「仮に、この判決のように包括的な権力的作用としての国営空港供用行為なる把握を前提とすると、これに対しては、民事上の救済における妨害排除法則をモデルにした法定外抗告訴訟を想定するのが適切ではないかと考えられる。すなわち、原告は生命・健康等的人格権を基礎とし、端的に包括的な公権力の行使としての国営空港の供用行為の停止を求めることとなるのである。」と述べられており、広い範囲での法定外抗告訴訟としての差止訴訟が認められることが指摘されている。

ウ 処分に至らずとも差止めを認めるべきこと

また、差止め訴訟について、将来的に行われる行政処分の内容が確定しなければ差止め訴訟を提起できないというのではなく、処分の内容が決まっていない段階でも違法性が現れている段階で差止め訴訟ができる。また、今後の取消訴訟の提起を待ったのでは「重大な損害」を生ずるおそれがある場合、違法性を確実に認識できずとも、差止め訴訟を認めるべきである。

この点について、芝池義一京都大学教授著「行政救済法講義」（第3版）において、「行政事件訴訟法は・・・一定の行政処分について差止め訴訟を提起できるものとしている。そこでこの『一定』の意味が問題になるが、それは固定した内容を持つものではなく、違法

性の現れ方との相関関係に立つものであると考えられる。例えば公務員に対する懲戒免職処分については、その処分の内容が確定しなければ差止訴訟を提起できないというわけではない。非行を行っていない公務員に対して懲戒処分が行われようとしている場合には、処分の内容が決まっていなくとも、その違法性の存在を明らかにしうる段階で差止訴訟を提起できると考えられる（小早川・高橋編・行政法 85 頁（山本隆司）も、『一定の処分とは内容の完全に特定された処分に限られず・・・違法性及び即時確定の利益を一括して判断できる処分という意味に解される』とする。）（153 頁～154 頁）と述べられており、すなわち、処分の内容が確定されずとも、差止訴訟が提起できると述べている。

そして、判例上も、現実に行行政処分に至らずともその前段階の行為について、差止め訴訟を認めている。

最高裁平成 20 年 9 月 10 日判決では、市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定について、その決定段階において、施行地区内の宅地所有者等の法的地位に変動をもたらすものであって、抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有し、実効的な権利救済を図るという観点から見ても、これを対象とした抗告訴訟の提起を認めるのが合理的とした。すなわち、具体的な行政処分行為がなされずとも、計画行政における計画決定行為、特に一連の手続きの中間段階でされる計画決定行為についての差止め訴訟を認めている。同判例については大いに参考となりうる。

エ 本件差止め訴訟が認められるべきこと

(ア) 生命・健康等の人格的利益の侵害（重大な損害を生ずるおそれ）

本件の T P P 協定の交渉結果により条約の成文化がなされれば、

その後、国会での承認を経て批准・発効となる。そしてこの条約が発効した場合、条約に適合させるため、各国の数多くの国内法が変更されることとなり、当然、日本国でも無数の法制度が変更される。その結果、原告ら個別の生命・健康等の人格的利益が侵害され、法的地位に変動が生じることとなる。

(イ) 交渉段階での差止の必要性

そして、現在の交渉により近い将来に条約が成文化されさえすれば、制度の構造上、極めて高い蓋然性をもって国会での承認手続きがなされ、その後に発効となることとなる。というのも、本T P P交渉の内容は秘密交渉となっているため、わが国の国会においても政府が恣意的に、原告らを含む国民全体に不利益な情報を明らかにしないまま、同意（承認）が強行される可能性が極めて高いからである。また、現在は衆参両院で政府与党が過半数を占めているため、政府が早期に同意（承認）を強行してくるであろう。

ゆえに、生命・健康等の包括的人格的利益の実効的な救済のためには、T P P協定の発効やその後の将来の具体的な法律や制度の成立前に、この交渉を対象として差止の抗告訴訟の提起を認める必要がある。

(ウ) 小括

したがって、本差止め訴訟は認められるべきである。

今後、原告らは被害を受ける人格的利益や本交渉内容の違憲性を主張おこない、法廷での審理ではその問題の重要性と差止の必要性との相関関係で差止訴訟の成否が検討されることとなる。そして、この原告らの請求について法的根拠が認められるか、あるいはこれ

を基礎づける要件事実の主張に不備がないかは、その後の当事者の認否や主張整理、証拠調べ等を経て裁判所が最終的に判断すべき事項であり、当然ながら、その検討もせずに安易に却下判断がなされるべきではない。

(3) 民事訴訟として

また、本件差止め訴訟について民事訴訟としても請求している。仮に本件交渉内容が違憲である場合、行政権の行使であるとして差止うる余地がないと考えるのはあまりに乱暴である。

この点に関し、被告国が指摘した判例（最判昭和56年12月16日・大阪国際空港最高裁判決）についても、国の行政権（公権力の行使）の範囲を拡大解釈することで民事訴訟での解決を否定した点等について、学説でも批判的見解が多い。例えば櫻井敬子教授ら著「行政法」（第3版）では、「事実行為を含む行政活動全体を包括的にとらえて公権力性を認め、この概念を民事訴訟を否定するための解釈ツールとして機能させたわけである。しかし、公権力の行使について、明確な法律上の根拠なしにその外延もあいまいなまま拡大解釈をすることには、強い義務が呈されている」（271頁）と指摘し、判例を批判している。また、前掲の塩野「行政法Ⅱ」252頁でも同様に批判している。

原告らの主張内容を前提に、本件で民事訴訟として差止の余地があるか否か、今後の主張を待って裁判所が最終的に判断されるべきである。

第2 違憲確認について

1 請求の特定に関する主張について

被告国は、原告らが違憲の確認を求める T P P 協定に関する交渉が特定されていないなどと述べるが、交渉の意味内容は前述したとおりであって特定されている。

2 確認の利益

被告国は、原告らが違憲確認を求める交渉について、将来の権利乃至法律関係を対象とするものであるから、確認の利益はないなどと述べる。

しかし、先に述べたとおり、本件の交渉結果が成文化された場合、原告らの権利が侵害され乃至法律関係に変動が生じる蓋然性は極めて高い。ゆえに、仮に将来の権利関係であったとしても確認を求める利益は存する。また訴状 74 頁以下で述べている通り、既に、米国産牛肉の輸入月齢制限の緩和、米国自動車の安全基準審査の省略、軽自動車優遇税制の廃止、健康食品の機能性表示の解禁等の措置がなされており、交渉段階で既に権利が侵害される状況になっている。

また、原告らが訴状等で主張している知る権利の侵害については、被告国は T P P 交渉に関する内容を秘密にしているのであるから、既に現時点で原告らの現在の権利が侵害され続けていることになる。

3 法律上の争訟性

被告国は、本件については、法律上の争訟性を欠くなどと述べる。

しかし、原告らはすでに、本件で原告らの知る権利、人格権、生存権等々が侵害されていると主張している。当然ながら、具体的権利義務に関する争いである。そして、仮に本件について違憲確認の判断及び差止がなされれば当然、T P P 交渉からの撤退等の効果が生じるのであり、ゆえに法律の適用により紛争を解決しうるものである。

したがって、本件については法律上の争訟に該当する。なお、この具体的な権利性の内容はおって補充して述べる。

また、憲法 41 条、76 条違反などの、国の統治機構を巡る争いについて、司法府の消極的な判断が相次いでいるものの、本 TPP 協定は統治機構の基本構造が破壊されるものであって、争訟性を理由に安易に請求を否定すべきではない。

第 3 結論

以上の通り、被告国の主張は失当である。

以上